

令和6年4月11日

事業者各位

綾瀬市長
(公印省略)

最低制限価格の算出方法の一部変更について

令和6年4月11日以降に公告又は指名する工事に係る競争入札について、最低制限価格の算出方法の一部を変更し、次のとおりとします。

なお、案件によっては、別の方法により算出する場合がありますので、詳しくは個別の入札公告等を確認してください。

最低制限価格については、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを準用します。

対象業種	工事請負
範囲	予定価格の100分の75から100分の92
計算式	予定価格算出の基礎となった次に揚げる額の合計額に千円未満切捨て【注1】を行い、その額に100分の110を乗じて得た額 1. 直接工事費に100分の97を乗じて得た額 2. 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 3. 現場管理費に <u>100分の90</u> を乗じて得た額 4. 一般管理費等に100分の68を乗じて得た額

【注1】単価契約案件は1円未満切捨て

※ 下線部が令和6年4月11日付の変更箇所です。

【問い合わせ先】

綾瀬市

経営企画部 財政課 契約検査担当

TEL 0467-70-5642 (直通)

FAX 0467-70-5597

E-mail wm.705642@city.ayase.kanagawa.jp